

## 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成します。

■対象となる治療 体外受精および顕微授精（県が指定する医療機関で受けた治療に限る）

■助成の内容 1年度あたり10万円を限度に5年間助成

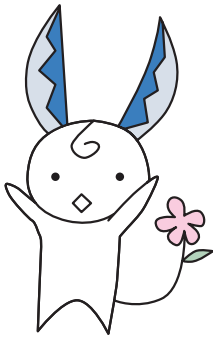
### ■対象

① 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された方

② 申請する時点で夫、妻いずれか一方または両方が1年以上市内に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦

③ 夫婦の所得が合計で730万円未満の方  
※3月中に治療終了予定の方は、治療終了を待たないで、必ず3月末までにご連絡ください。連絡のない場合、助成を受けられないことがあります。

■照会先 関市保健センター（☎24-0111 FAX23-6757）



オレんたのヒーロー 子供見守り隊

あつたか子ども見守り標語

### 見守り新鮮情報

## 申し込むだけで謝礼!? 「買え買え詐欺」に注意!

「レアアース」を扱っているというA社の社債に関するパンフレットが届いた。その後B社から「A社の社債を欲しがっている貿易商がいるが、案内が届いた人しか買えない。代わりに50口申し込んでほしい」と電話があった。「お金は貿易商が支払うので用意する必要はない。申し込み1口につき3万円の謝礼

をする」とのことだった。申し込むだけで謝礼がもらえるならと申し込んだ。ところがA社から「監査が入り『名義人と振込人が違うのは問題だ』と指摘された。貿易商が帰国したら返すので代わりに入金してほしい」と言われ、200万円を振り込んだ。本当に返してもらえるだろうか。(60歳代 男性)



### ひとこと助言

#### きっぱり断って

- ある販売業者が提供する商品や権利などを、勧誘業者が「購入額以上で買い取る」「謝金を支払う」など、あたかも消費者の利益になるかのような説明で契約させようとする、劇場型勧誘（買え買え詐欺）の相談が後を絶ちません。
- 事例の他にも、不審に思ったら申し込みをや

めようとする「支払わなければ裁判にする」などと脅してきたり、自宅を担保に借金までさせて購入を強要したりするケースも見られます。

- 実際に勧誘業者の言う通りに消費者が利益を得られたケースはこれまで1件も確認されておらず、お金を渡してしまうと取り戻すのは極めて困難です。うまい話はありません。きっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください。

(独)国民生活センター 見守り新鮮情報より

相談先 関市消費生活相談室（商工課内） ☎23-6752

広告

有料広告

広告

有料広告